

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

鬼北町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧近永町・日吉村・三島村・愛治村・泉村地域

(1) 現況

本地域は、急峻な山々に囲まれた急傾斜地域で、ゆず、くりの果樹の栽培や棚田等において稲作経営が行われている。特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号及び同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧好藤村

(1) 現況

本地域は、中山間地域にあり、棚田では水稻を、畑ではキュウリ等を栽培しているが、高齢化の進行により、農業者のみでは農地や（水路・水門）等の農業用施設の適切な保管管理が難しくなっており、地域住民と一体となった保全管理を推進する必要がある。

また、特別栽培米の普及、拡大を本格的に図っていく計画もあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、地域住民と協力して農地や水路、水門等の農業用施設の適切な保全管理を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。また、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧近永町・日吉村・三島村・愛治村・泉村	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧好藤村	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。